

I 減価償却又は税額の計算に関する改正

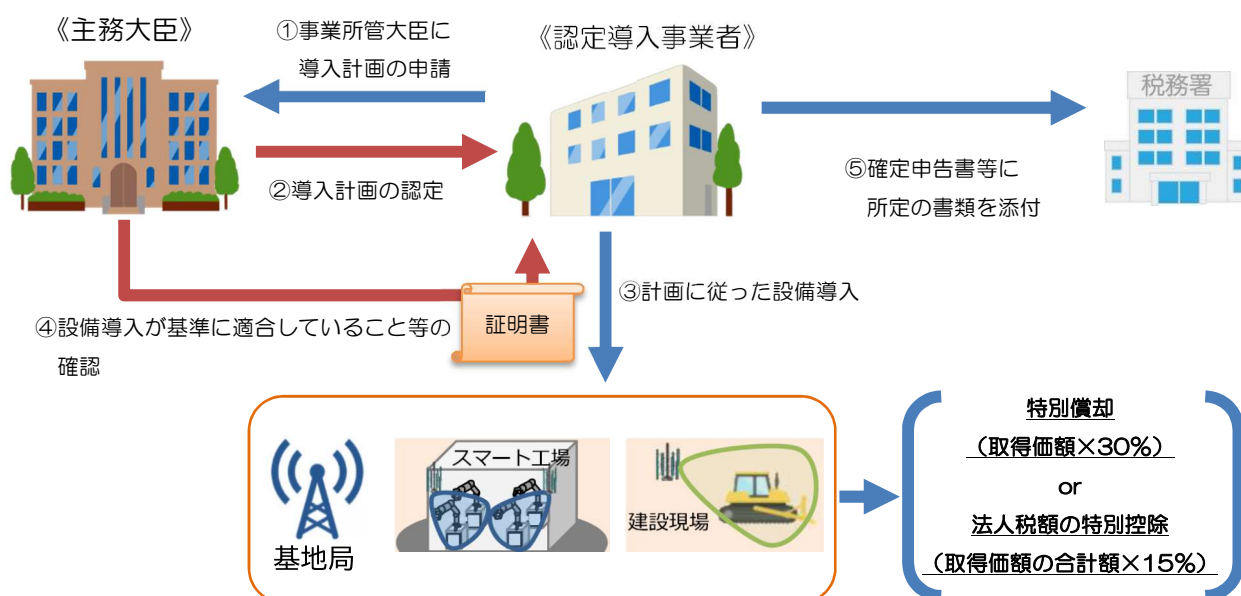
1 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告法人で特定高度情報通信技術活用システム導入促進法の認定導入事業者であるものが、同法の施行の日から令和4年3月31日までの期間内に、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得し、又は製作若しくは建設（以下「取得等」といいます。）し、国内にある当該法人の事業の用に供した場合には、その供用年度において次のいずれかの措置の適用を受けられる制度が創設されました（措法42の12の5の2①②）。

- イ 認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の30%相当額を限度とする特別償却
- ロ 認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の合計額の15%相当額（調整前法人税額の20%相当額が限度）の法人税額の特別控除

《イメージ図》



(注) イメージ図は、特定高度情報通信技術活用システム導入促進法を基に作成しています。

(1) 適用対象法人

本制度の対象法人は、青色申告書を提出する法人で特定高度情報通信技術活用システム導入促進法第26条に規定する認定導入事業者である法人です（措法42の12の5の2①）。

(2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産は、特定高度情報通信技術活用システム導入促進法第10条第2項に規定する認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものに限ります。）です（措法42の12の5の2①）。

認定特定高度情報通信技術活用設備とは、機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物のうち、同法第26条に規定する認定導入計画に従って実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するために取得等をしたものであること及び同法第2条第1項第1号に掲

げる特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たす一定のものに該当することにつき主務大臣の確認を受けたものをいいます（措令 27 の 12 の 5 の 2）。

(3) 供用年度

供用年度とは、認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供した日を含む事業年度をいいます。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法 42 の 12 の 5 の 2 ①）。

(4) 適用に当たっての注意点

イ 取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備を貸付けの用に供した場合には、本制度の適用はありません（措法 42 の 12 の 5 の 2 ①）。

ロ 認定特定高度情報通信技術活用設備を所有権移転外リース取引（法令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。）により取得した場合には、本制度のうち特別償却の措置の適用はありません（措法 42 の 12 の 5 の 2 ③）。

ハ 中小企業者等（注 1）以外の法人が、次の要件のいずれにも該当しない場合（その事業年度の所得の金額が前事業年度の所得の金額以下である場合を除きます。）には、本制度のうち法人税額の特別控除の措置の適用はありません（措法 42 の 13 ⑥）。

(イ) 継続雇用者給与等支給額（措法 42 の 12 の 5 ③六）が継続雇用者比較給与等支給額（措法 42 の 12 の 5 ③七）を超えること

(ロ) 国内設備投資額（措法 42 の 12 の 5 ③八）が当期償却費総額（措法 42 の 12 の 5 ③九）の 30% を超えること（注 2）

（注 1） 中小企業者等とは、措法第 42 条の 4 第 8 項第 7 号に規定する中小企業者（同項第 8 号に規定する適用除外事業者に該当する者を除きます。）又は同項第 9 号に規定する農業協同組合等をいいます。

（注 2） 令和 2 年 4 月 1 日前に開始した事業年度については、10%を超えることが要件となります。

(5) 別表等の添付

本制度は、確定申告書等（次のロについては、修正申告又は更正の請求により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含みます。）に次に掲げる書類の添付がある場合に限り適用されます。

イ 特別償却の適用を受ける場合（措法 42 の 12 の 5 の 2 ④）

認定特定高度情報通信技術活用設備の償却限度額の計算に関する明細書（別表十六（一）、別表十六（二）、特別償却の付表）及び財務省令で定める書類

ロ 法人税額の特別控除の適用を受ける場合（措法 42 の 12 の 5 の 2 ⑤）

認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類（別表六（二十七））及び財務省令で定める書類

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 6 の 2）。

〔適用時期〕

特定高度情報通信技術活用システム導入促進法の施行の日から施行されます（改正法附則 1 九）。

2 その他

○ その他、減価償却又は税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等				
(1) 減価償却資産の範囲 (法令13八ヲ、耐用年数省令1②六、改正法令附則1、改正耐用年数省令附則)	○ 国有林野の管理経営に関する法律の改正により同法において新たに規定された樹木採取権が法人税法上の減価償却資産(無形固定資産)に追加されました。	令2.4.1から適用されます。				
(2) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 (措令27の4⑯十二、改正措令附則1七、30)	○ 特別試験研究費の対象となる国の指定を受けた医薬品等に関する試験研究に、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所からの助成金の交付を受けて行われる特定用途医薬品等に関する試験研究が追加されました。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)の施行の日(令2.9.1)以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。				
(3) 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (措法42の5①、68の10①、改正法附則80、94) (措法42の5①一、措令27の5①、改正法附則80、94) (平30経済産業省告示70号) (措法42の5①、68の10①)	○ 特別償却率が次のとおり引き下げられました。 <table border="1" data-bbox="507 981 1136 1099"> <tr> <td>令2.3.31以前の取得等</td> <td>令2.4.1以後の取得等</td> </tr> <tr> <td>30%</td> <td>20%</td> </tr> </table> ○ 対象事業者にエネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する認定管理統括事業者及び管理関係事業者(これらの者が同法に規定する特定連鎖化事業者である場合のその連鎖化事業の加盟者を含みます。)が追加されました。 ○ 対象資産から高効率工業炉等が除外されました。 ○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。	令2.3.31以前の取得等	令2.4.1以後の取得等	30%	20%	令2.4.1以後に取得等をする高度省エネルギー増進設備等について適用され、同日前に取得等をした高度省エネルギー増進設備等については、従来どおり適用されます。 同 上 令2.4.1から適用されます。 —
令2.3.31以前の取得等	令2.4.1以後の取得等					
30%	20%					
(4) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (旧措法42の10③、68の14③、旧措令27の10③、旧措規20の5⑤、改正法附則81、95) (国家戦略特別区域法施行規則10) (措法42の10①、68の14①)	○ 開発研究用資産の償却費が試験研究を行った場合の特別税額控除制度の特別試験研究費とみなされる特例措置が廃止されました。 ○ 対象事業から高度医療施設の近接の患者用宿泊施設の整備又は運営に関する事業、高度医療施設への外国人の患者の便宜となるサービスの提供に関する事業及び多国籍企業が行う統括事業が除外されました。 ○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。	令2.4.1前に取得等をした開発研究用資産については、従来どおり適用されます。 令2.4.1から適用されます。 —				

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(5) 国際戦略総合特別区域において機械等を取 得した場合の特別償却 又は法人税額の特別控 除（総合特別区域法施行 規則15二）</p> <p>（措法42の11①、68の14 の2①）</p>	<p>○ 対象事業から水の確保が困難な地域における給排水システムの研究開発に関する事業、高度医療施設の近接の患者用宿泊施設の整備又は運営に関する事業、高度医療施設への外国人の患者の便宜となるサービスの提供に関する事業、映画等の文字等で特に付加価値の高いものの創作又は提供に関する事業及びプログラムを表現する文字等で特に付加価値の高いものの研究開発に関する事業が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令2.4.1から適用され ます。</p> <p>—</p>
<p>(6) 地方活力向上地域等 において特定建物等を取 得した場合の特別償 却又は法人税額の特別 控除（措法42の11の3 ①、68の15①）</p>	<p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(7) 地方活力向上地域等 において雇用者の数が 増加した場合の法人税 額の特別控除（旧措法42 の12①一ロ・④十～十 三、68の15の2①一ロ・ ④十～十三、旧措令27の 12⑭～⑱、39の45の2⑮ ～⑳、改正法附則82① ②、96①②）</p> <p>（措法42の12①二、68の 15の2①二、措令39の45 の2⑱一、旧措令27の12 ③、39の45の2③、改正 法附則82①②、96①②）</p> <p>（措法42の12②③、68の 15の2②③、措令39の45 の2⑱二、改正法附則82 ①②、96①②）</p> <p>（措法42の12①、68の15 の2①）</p>	<p>○ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であることとの要件が廃止されました。</p> <p>○ 地方事業所基準雇用者数に係る措置における税額控除限度額が、基準雇用者割合にかかわらず、次の金額の合計額とされました。</p> <p>イ 30万円（移転型事業にあつては、50万円）に、地方事業所基準雇用者数（基準雇用者数が上限とされます。）のうち特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額</p> <p>ロ 20万円（移転型事業にあつては、40万円）に、地方事業所基準雇用者数（基準雇用者数が上限とされます。）から新規雇用者総数を控除した数を乗じて計算した金額</p> <p>○ 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置における地方事業所特別税額控除限度額が、40万円（改正前：30万円）に、地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額（特定業務施設が準地方活力向上地域内にある場合には、30万円（改正前：20万円）に、その特定業務施設に係る地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額）に引き上げられました。</p> <p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>令2.4.1以後に終了 する事業年度（特例対 象事業年度を除きま す。）分の法人税につ いて適用され、同日 前に終了した事業年 度（特例対象事業年 度を含みます。）分 の法人税については 、従来どおり適用 されます。</p> <p>（注）特例対象事業 年度とは、令2.4.1 前に地方活力向上地 域等特定業務施設整 備計画（以下「計 画」といいます。）の 認定を受けた法人の 同日以後に終了する 事業年度をいいます 。ただし、当該法人 が同日以後に計画の 認定又は変更の認定 を受ける場合におけ るこれらの認定を受 ける日以後に終了す る事業年度は特例対 象事業年度から除か れます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p> <p>—</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(8) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除(措法42の12の2①、68の15の3①、改正法附則78、97②)</p> <p>(措法42の12の2①、68の15の3①、改正法附則83、97①)</p> <p>(措法42の12の2①、68の15の3①)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税額控除限度額が、支出した特定寄附金の額の合計額の40% (改正前：20%) からその特定寄附金の支出について道府県民税及び市町村民税(都民税を含みます。)の額から控除される金額として一定の金額を控除した金額(その支出した特定寄附金の額の合計額の10%を上限とします。)に引き上げられました。 ○ 認定地方公共団体に対してその事業費が確定する前に支出するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金が特定寄附金とされました。 ○ 適用期限が令和7年3月31日まで5年延長されました。 	<p>令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>令2.4.1以後に支出する特定寄附金について適用され、同日前に支出した特定寄附金については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(9) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措規20の8④一、改正措規附則14)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象事業のうち、情報通信業の範囲が見直されました。 	<p>令2.4.1以後に取得等をする経営改善設備について適用され、同日前に取得等をした経営改善設備については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(10) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除(措法42の12の5①二、68の15の6①二、改正法附則78)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内設備投資額に係る要件について、国内設備投資額が当期償却費総額の95% (改正前：90%) 以上であることとされました。 	<p>令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(11) 革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(旧措法42の12の6、68の15の7、旧措令27の12の6、39の47の2、旧措規20の10の2、22の33、改正法附則84、98)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本制度は、廃止されました。 	<p>令2.4.1前に取得等をした革新的情報産業活用設備及び同日前に認定を受けた法人の令3.3.31までに取得等をする認定革新的データ産業活用計画に係る革新的情報産業活用設備については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(12) 法人税の額から控除される特別控除額の特例(措法42の13⑥二、68の15の8⑥二、改正法附則78)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内設備投資額に係る要件について、国内設備投資額が当期償却費総額の30% (改正前：10%) 超であることとされました。 	<p>令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等				
<p>(13) 特定設備等の特別償却（措法43①表一、68の16①表一、改正法附則86①、100①）</p> <p>（平31財務省告示第96号）</p>	<p>○ 再生可能エネルギー発電設備等に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 特別償却率が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="507 322 1136 443"> <tr> <td>令2.3.31以前の取得等</td> <td>令2.4.1以後の取得等</td> </tr> <tr> <td>20%</td> <td>14%</td> </tr> </table> <p>ロ 適用期限が令和3年3月31日まで1年延長されました。</p>	令2.3.31以前の取得等	令2.4.1以後の取得等	20%	14%	<p>令2.4.1以後に取得等をする再生可能エネルギー発電設備等について適用され、同日前に取得等をした再生可能エネルギー発電設備等については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
令2.3.31以前の取得等	令2.4.1以後の取得等					
20%	14%					
<p>(14) 港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却（旧措法43の2①、68の17①、旧措規20の11①、22の35①、改正法附則86②、100②）</p>	<p>○ 耐震基準適合建物等に係る措置が廃止されました。</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条又は附則第3条に規定する報告を行った日以後5年を経過する日以前に取得等をした耐震基準適合建物等については、従来どおり適用されます。</p>				
<p>(15) 情報流通円滑化設備の特別償却（旧措法44の5、68の26、旧措令28の8、39の55、旧措規20の15、22の36、改正法附則86③、100③）</p>	<p>○ 本制度は、廃止されました。</p>	<p>令2.4.1前に取得等をした情報流通円滑化設備については、従来どおり適用されます。</p>				
<p>(16) 障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却（措法46①、68の31①、改正法附則78、100④）</p> <p>（措法46①、68の31①、改正法附則78、100④）</p> <p>（措法46①、68の31①）</p>	<p>○ 対象資産から工場用の建物及びその附属設備が除外されました。</p> <p>○ 機械及び装置の割増償却率が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="507 1429 1136 1550"> <tr> <td>令2.3.31以前開始事業年度</td> <td>令2.4.1以後開始事業年度</td> </tr> <tr> <td>24%</td> <td>12%</td> </tr> </table> <p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。</p>	令2.3.31以前開始事業年度	令2.4.1以後開始事業年度	24%	12%	<p>令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>—</p>
令2.3.31以前開始事業年度	令2.4.1以後開始事業年度					
24%	12%					
<p>(17) 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却（農業競争力強化支援法施行規則2二・三）</p>	<p>○ 対象事業に肥料、農薬、配合飼料及び農業機械の卸売事業及び小売事業が追加されました。</p>	<p>令2.4.1から適用されます。</p>				

改正事項	改正の内容	適用時期等
(18) 企業主導型保育施設用資産の割増償却（旧措法47、68の34、旧措令29の4、39の63、旧措規20の20、22の41、改正法附則86④、100⑤、改正措令附則33、43、改正措規附則15、18）	○ 本制度は、廃止されました。	令2.4.1前に取得等をした企業主導型保育施設用資産については、従来どおり適用されます。
(19) 倉庫用建物等の割増償却（措法48①、68の36①）	○ 適用期限が令和4年3月31日まで2年延長されました。	—